

放射能汚染土の実証事業と再利用の中止を求める申し入れ

福島第一原発事故によって大量の放射能によって汚染された土（以下、放射能汚染土とします。）が発生しました。環境省は福島県内の災害廃棄物や放射能で汚染された一般廃棄物の処理方針を定め、放射性廃棄物について、汚泥や焼却灰等に含まれる放射性セシウムが8000ベクレル/kg以下は一般廃棄物最終処分場における埋め立て厳重に処理（最終処分）する方針と決めました。

しかし現在国は、放射能汚染土の再生利用を検討し、その実証事業をつくば市、所沢市や都内 新宿御苑において進めようとしています。その際、再利用できる基準は土壌中の放射性セシウム濃度の8000ベクレル/kg以下としました。これは80倍の緩和措置です。

この基準の制定に当たっては、市民に非公開な非民主的なプロセスにおいて決定された事実があります。当初年間1ミリシーベルトの安全基準を上回ってしまった被曝試算も希釈してやり直しをさせて基準内に収まるようにした等、安全性が根拠となっていない経緯が明らかになっています。

また放射能汚染土の再利用において、セシウム137以外の核種の情報は公開、提供がなく、土壌に残存するストロンチウム90などの危険性から市民を不安にさせています。そのような状態で放射能汚染土に浸透した雨水を下水道へ放流する計画であるということも看過できません。

放射性物質汚染対処措置法 第41条には「除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない」と定められていますが、「再利用」についての記載はありません。法的根拠に疑義あり、「処分」という言葉の中に「再利用」を含むなどという解釈を許すことによって、放射性物質汚染対策措置法が国や環境省にとって都合よく運用される事態となっています。

放射能防御の3原則は「時間をおく」「閉じ込める」「近づかない」であることから、放射能汚染土の実証事業、その先の公共事業における再利用での全国への拡散は、市民と子どもたちの未来の安全、国益と人権を損なうものであり実施するべきではありません。

以上を鑑み、国と東京電力に対し、放射能汚染土の実証事業と公共事業での再利用を中止することを求めます。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出いたします。

令和5年10月2日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
環境大臣
財務大臣
文部科学大臣

宛て